平成２３年（フ）第７５４号
静岡県焼津市上泉77番地の39　雇用促進住宅２号棟202号
債務者　落合　英美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１０号
静岡市駿河区小鹿446番地の１　セジュールリバーサイドＡ―102
債務者　金　　希純
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４４号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ８―503号
債務者　古川　廣昭
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４５号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ８―503号
債務者　古川　清美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
静岡県富士市広見西本町３番２―405号　雇用促進住宅、前住所静岡県富士市柳島100番地
債務者　上間　克好
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６３１号
静岡県浜松市中区幸１丁目５番17号　フローエスハイム幸306
債務者　小池チエコこと　コイケ　チエコ
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４０号
静岡県浜松市中区幸１丁目５番17号　フローエスハイム幸402
債務者　小池ダリオこと　コイケダリオ
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8969番地の８
債務者　加茂　和子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３７２号
東京都葛飾区東四つ木２丁目２―22―708
債務者　福田　勝一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３号
東京都葛飾区東四つ木２丁目２―22―708
債務者　福田　繁夫
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３号
東京都調布市下石原３丁目17番地３
債務者　紙谷　徳紀
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３４５号
東京都東大和市清水３丁目888―206
債務者　石村　　宏
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１６９６号
東京都新宿区西新宿４丁目32番６―413号
破産者　有限会社藤田建築設計事務所
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第５８号
千葉県佐倉市木野子27番地１、申立時の本店所在地千葉県袖ヶ浦市上泉1767番地183
破産者　有限会社延命興業
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成１９年（フ）第５９号
千葉県佐倉市木野子27番地１、申立時の住所千葉県袖ヶ浦市上泉1767番地183
破産者　延命　道夫
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３４号
千葉県佐倉市木野子27番地１
破産者　延命ひとみ
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部